既存特定飲食提供施設における喫煙可能室設置施設届出チェックリスト

喫煙可能室の設置にあたっては,<u>以下の要件すべてを満たしている必要があります</u>。 このチェックリストは届出される際の参考にご活用ください。

喫煙可能室設置に係る義務内容は裏面をご確認ください。

実定 引			
施設全部が 喫煙可能室 (施設全面 喫煙可)	一部の場所に 喫煙可能室を 設置	一部の場所に脱煙機能付き喫煙ブースを設置した喫煙可能室を 設置	要件
			営業許可日が 2020 年 3 月 31 日以前 (2020 年 4 月 1 日時点 で営業している店舗)
			資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下 *但し、資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社のうち、次のア、 イに掲げるものは除く。 アーの大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を 有する会社 イ 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有す る会社 (アに掲げるものを除く)
			客席の面積が 100 ㎡以下
			喫煙スペースに 20 歳未満の者(客・従業員等)が立ち入る ことはない
			喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識の掲示 (裏面※1)
			たばこの煙が店外に流出しないよう,壁・天井等によって 区画されている
			喫煙室の出入口において、室外から室内に流入する空気の 気流が 0.2m毎秒以上ある
			たばこの煙が喫煙室外に流出しないよう,壁・天井等によ って区画されている
			たばこの煙が屋外または外部の場所に排気されている
			(脱煙ブースの機能)総揮発性有機化合物の除去率が 95% 以上
			(脱煙ブースの機能) 当該喫煙ブースから排出された気体 が室外に排気されるようになっている
			(脱煙ブースの機能) 当該装置により浄化され,室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が 0.015mg/m³以下

(裏面あり)

【問い合わせ・届出先】

高知市保健所健康増進課 住所:高知市丸ノ内1丁目7-45 電話:088-803-8005

【届出される事業者の皆様へ】

施設の一部に喫煙可能室を設置または施設を全面喫煙可にされた場合,<u>以下の</u> **義務**が生じますのでご留意ください。

- ①施設の出入口及び喫煙可能室の出入口に標識を掲示する必要があります。※1
- ②お店の<u>広告・宣伝</u>をする場合は、喫煙可能室設置施設又は喫煙可能店あること を、<u>明瞭かつ正確に表示</u>しなければなりません。
- ③※2の書類を備えておく必要があります。
- ④喫煙室の設置の技術的基準を維持する必要があります。
- ⑤喫煙可能室を廃止した場合,廃止の届出が必要です。
- ⑥<u>届出事項に変更があった場合</u>は、遅滞なく変更の届出が必要です。 (その際には、変更の事実を証明する書類も必要です。)
- ⑦喫煙可能な場所には、客・従業員・出入業者等に関わらずすべての <u>20 歳未満</u>の者が立入禁止です。

(※1)標識の掲示について

①喫煙可能室標識

- ・当該場所が喫煙をすることができる場所である旨
- ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- ・喫煙可能室について、施設の屋内の全部の場所とする場合には、①と②の2つの書類を兼ねた1枚の標識を掲示すればよい。
- ②喫煙可能室設置施設標識
- ・喫煙可能室が設置されている旨
- ・②の標識については、喫煙可能室について技術的基準に関する経過措置に係る措置(要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置)を講じているものである場合には、上記項目に加えて、当該喫煙可能室が当該経過措置に係る措置を講じられているものである旨を記載する必要がある。

(※2) 既存特定飲食提供施設の要件に係る書類の保存について

- ①喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積が分かる資料
 - ・「客席」とは、客に飲食させるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指す。
 - ・「床面積に係る資料」とは、店舗図面等をいう。
- ②資本金の額又は出資の総額が分かる資料(喫煙可能室設置施設が会社により営まれるものである場合に限る)

「資本金の額又は出資の総額に係る資料」とは、資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借 対照表、決算書、企業パンフレット等をいう。

(裏面あり)

【問い合わせ・届出先】

高知市保健所健康増進課 住所:高知市丸ノ内1丁目7-45 電話:088-803-8005